

2025年7月31日

厚生労働省

大臣官房総括審議官（国際担当）

秋山 伸一 殿

一般社団法人 日本経済団体連合会

労働法制本部長 鈴木 重也

ILO に対する 2025 年日本政府年次報告書に関する意見

先般、頂戴しました ILO 既批准条約等に関する 2025 年日本政府年次報告書案（協議対象条約：第 27 号、第 29 号、第 105 号、第 138 号、第 182 号）につき、内容を検討致しました結果、別紙の通り、第 29 号について意見を付することといたします。

以 上

◆「強制労働に関する条約」(第 29 号)

<意見>

現在、日本では技能実習制度に代わる新たな制度として、2027年4月から育成就労制度を開始すべく制度設計が行われている。このため、ここでは廃止される技能実習制度ではなく、育成就労制度に向けた政府の取り組みについて、外国人の人権保護の観点から以下指摘したい。

まず、外国人の人権を保護することを大きな目的の一つとして育成就労制度の創設を盛り込んだ入管法、技能実習法を改正するとともに、政府が制度の適正化に鋭意取り組んでいることを経団連として評価する。今後はこうした政府の改革が実効性のあるものとなる必要がある。そのためには、育成就労制度が人権保護という制度本来の趣旨に則り適切に設計されるよう、①本人意向の転籍を不当に制限しないこと、②職業紹介手数料等を労働者に負担させない制度にすることを経済界として求める。

① 本人意向の転籍

育成就労制度においては、外国人の人権を一層保護するとともに、受け入れ機関自らが労働環境・待遇を改善する自助努力を促すために、本人意向の転籍を認めることにした。しかし、現在、転籍を実質的に制限するための提案が政府で検討されており、人権保護の観点から懸念が指摘されている。

具体的には、飲食料品製造業の中から、水産加工分野だけを切り分けて、水産加工業とそのほかの飲食料品製造業の間で転籍が行えなくなる仕組みが政府から提案されている。業務区分を切り分ければ、例えば、かまぼこ製品製造業（水産加工業）から総菜加工業（そのほかの飲食料品製造業）への転籍ができなくなるなど、水産加工業で働く外国人の転籍先が大幅に制限されることになる。

提案者である水産庁の説明では、飲食料品製造業から水産加工業のみを切り分けることで、水産加工業に特化した専門人材を育成したいとの説明がされているが、仮に専門人材を育成したいのであれば、技能評価試験において選択式で特定業務区分の技能を測るなど試験問題を工夫することで十分に対応可能である。こうした指摘について水産庁からは論理的な説明がなされていない。

今回の切り分けを認めることとなれば、水産加工業以外の他分野でも業務区分の切り分けが同様の論理で認められることとなり、水産加工業だけの問題として片づけることはできない。今後、他の産業分野でも転籍制限が安易に行われることになりかねず、外国人の人権保護上、慎重に考える必要がある。

なお、現在でも水産加工業から他の飲食料品製造業への転籍が行われていることを鑑みると、業務区分を細かく分けることで、転籍に制限が生まれ、受け入れ機関が自助努力で労働環境・待遇を改善するインセンティブを損なうことにもつながりかねない。

なお、水産加工業の切り分けの賛成理由として、水産加工業で人材確保がしやすくなることを挙げる意見がある。しかし、人材確保を目的とするのであれば、業務区分を分けて転籍を制限するのではなく、処遇改善やジョブディスクリプションの明確化、キャリアアップのための支援に注力するべきである。

## ② 職業紹介手数料等を労働者に負担させない制度

職業紹介手数料等を労働者に負担させることはILO条約に基づき日本では禁止されている。しかし現在、外国人が送出国に支払う費用について、外国人が日本で受け取る月給の2ヶ月分までとする検討の方向性が示されている。育成就労外国人が職業紹介手数料を負担することを容認するような制度設計になっているように見えてしまい、ビジネスと人権の観点から強い懸念を持っている。

以上